

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷五十四第

行發日一月二十年二十和昭

## 論叢

資金の増減伸縮の機構……………經濟學博士 小島 昌太郎  
 社會的文化的變動の形式……………文學博士 米田 庄太郎  
 資本主義の純粹理論……………文學博士 高田 保馬

## 時論

國稅の部分的改正……………經濟學博士 汐見 三郎

## 研究

ナチス政策と獨逸社會保險の改革……………經濟學士 中川 與之助  
 明治維新の經濟的意義……………經濟學士 堀江 保藏  
 再保險の經濟的本質……………經濟學士 佐波 宣平  
 立地理論の一展開……………經濟學士 菊田 太郎

## 說苑

ゲルストナーの經營分析論……………經濟學士 岡部 利良  
 スツイゲテイのダンピング理論……………經濟學士 岡倉 伯士

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題  
 本誌第四十五卷總目錄

(禁轉載)

# 研 究

## ナチス政策と獨逸社會保險の改革

中 川 與 之 助

### 一 序 言

私は先にナチス革命前に於ける獨逸社會保險を檢討して、財政的並にイデオロギー的に破綻に瀕してゐることを述べて置いた<sup>1)</sup>。社會保險は獨逸社會政策の骨柱をなすものであるだけに、之を如何に改造すべきかは政權を獲得したナチスにとりても重大問題であつた。彼等はその問題の重要性を知るだけに、在野時代に之に對する態度を明にしなかつた。されば社會は一層彼等の社會保險に對する政策を不安と同時に興味をもつてゐたのである。然るにナチスは一足跳びに全然新しき社會立法をなすことを避けて、在來の制度を漸進的に乍然根本的に改革するの方針を樹てた。茲に於てか社會保險の改造案として提唱せられてゐた所の、社會保險か強制貯金か、救護主義か保險主義か、單一金庫か複合金庫か等の問題は一應落着した。然れども大なる規模と永き傳統をもち、しかも破産に瀕してゐる獨逸社會保險の再建は尋常の手段で行はるゝものでない。ナチスが之を如何に改造するかといふことに内外の大なる興味が注がれてゐたことは無理もない。之に對して今日までナチスのなしたる所を

1) 拙稿、ナチス革命前に於ける獨逸の社會費(經濟論叢第四十二卷第三號)及び社會保險の本質とその效果(經濟論叢第四十二卷第五號)

觀るに、盤根錯節をよくきり拓きて兎に角大綱に就ては獨逸社會保險再建の難業を成就したやうである。勿論未解決の問題や新なる問題もあるであらうが、茲にその再建までの経過や新しき社會保險の姿を明にして置くことは、今後の獨逸社會保險の發展を知るために是非必要なりと思はれる。

## 二 社會保險の改革法

社會保險は社會政策の一つであり、社會政策は又國家政策のあらはれなるが故に、社會保險の改造はナチスの國家政策や社會政策と切り離して考へられぬが、これらの點は後に述べるから茲では先づ直接社會保險の改革の關する法律を中心として述べやう。

社會保險の清掃事業は根本的なものとしては一九三三年三月一日發布の大統領法令に始まる。これは疾病金庫 (Krankenkasse) の整理を目標としその行政に對する中央の監督を嚴重ならしめた。まもなくナチスに政權が移るや社會保險改革の根本法はまだ發布されざるも、ナチスの一般政策の立場から多くの改正が行はれた。その中でも注目すべきは人事行政の刷新である。先づ非アリアン人及び政治的異分子を一掃した。更に職業職員制や名譽職制に關する以前の法律を復活せしめ、保險經營體には中央から委員を設置してその監督を嚴にした。ナチスの制定した法律としては一九三三年十二月七日年金保險 (Rentenversicherung) の整理法 (Sanierungs-Gesetz) が發布せられた。年金保險は貨幣本位の下落による收支の不均衡・加入者の年齢構成の變化・經濟恐慌・失業等の諸影響によりて、財政状態が最も悪化してゐたので之を建直さんとするものである。この法による整理の核心は被保險者

に對する掛金の賦課法として、ある短期間内の必要なる保險給付額を各人に分賦する Umlageverfahren を廢して將來いつでも支拂はるべき給付額が調達せられる様に掛金を被保險者に配分する所謂 Anwartschaftsdeckungsverfahren へ復歸したること、現行社會保險法に體系的説明の與へられたことである。ナチスが社會保險の根本的建直しを策するに當りて慎重を期し、一九三四年の始め勞働大臣が多くの特門家を集めて改正案を審議せしめた。その結果、極端なる中央集權の排斥、保險經營の多樣性の排除、經營體の整理統一・中央的監督の嚴正、職能の統制等が議決せられた。之によりて愈々新しき社會保險の建設が始まるが、先づ一九三四年五月十七日の法令を以て國家保險 (Reichsversicherung) が統一せられ、かの數年來旺んに論議せられて來た社會保險改造案としての、貯金制度か保險制度？ 市民扶助？ 勞働保險？ 單一保險？ 多數保險？ 單一疾病金庫？ 多數疾病金庫？等の問題にこの時に愈々決定的の斷案を與ふることとなつた。即ちその決定に據れば社會保險に就てはその創始者たるビスマルクの精神と形式の基礎を維持すること並びに之に對して國民社會主義の見地から適切なる改造をなすといふにある。かくて保險制度としての、勞働者保險としての社會保險が存續することとなり、しかもそれは單一保險に非ずして多數の部門に分れ且つ多くの疾病金庫を有することになつたのである。か様な順席を踏んで最後に一九三四年六月五日新しき社會保險の建設法 (Gesetz über den Aufbau der Sozialversicherung) が發布せらるゝに至つた。本法は現行獨逸社會保險の基本原則を定めたるものなるが、その要旨を擧ぐれば、制度の多樣性を保持し乍らも出來るだけ分裂や錯雜の不利を少くすること、各保險部門の獨立性を保持しつゝ出來るだけ聯絡結合を密にすること、國家行政と密接なる關係に立たしむること、中央 (Reichsversicherungsamt) からの

監督を嚴格に且つ效果的ならしむること、指導者原理をとり入れて民主制を排すること、各保險官署の行政組織を簡單化すること、各種社會保險の法規上の差をなるべく除くこと、屬地主義(Territorialisprinzip)によりて一旦獨逸國を去れるものには給付の請求權なきこと等何れも重要な原則上の變革を示すものである。又この建設法によりて疾病保險と年金保險とが統一的組織に合同され、兩者に共通なる職能は州保險局(Landesversicherungsamt)が之を行ふことゝなつた。更に最後に本法によりて疾病保險の職能の統制されたことや積立金制の確立されたことをも見遁してはならぬ。

ナチス獨逸に於ける社會保險改正法の現はるゝまでの顛末は略々各の如くなるが、以下ナチス理論によりてその精神を明にしようと思ふ。

### 三 社會保險の概念

社會保險の概念を明にするためには一には形式的法律の見地から他には實質的機能的見地から之を觀察するを要す。茲では前者を問題とし後者に就ては次項に譲る。

ナチスに於ける社會保險の形式的法律的概念は之を他の人生の災禍に對する救濟方法と比較するによりて明なる。<sup>2)</sup>

(イ) 社會保險は私保險と異なる。私保險にありては保險者と被保險者とが双方平等の義務を負ふ。即ち一方に給付の義務あり他方に掛金の義務がある。而して保險せらるゝ危険と掛金とは同價値であることを基礎として營利的に經營せらるゝ。之が加入も、保險の種類や保險高乃至保險の範圍を決定することは一に契約にする。然る

2) 拙稿、戦前戦後の獨逸社會事業(經濟論叢第四十二卷第一號)及び F. Wischer, Die Sozialversicherung im neuen Staat, S. 4-5.

に社會保險は營利を目的とせず、相互主義による危險共同體 (Gefahrengemeinschaft) であり組織された自助 (Organisierte Selbsthilfe) である。之が加入は強制的であり被保險者の中込を要せず、且又被保險者個々の有する損傷危險の有無大小を問はぬ。掛金は勞働者のみならず企業家も國家も之をなす。然も私保險と異りて疾病や傷害の豫防的活動を擴大しつゝある。

(ロ) 社會保險は公的救護 (öffentliche Fürsorge) と異なる。社會保險にも私保險にも共に法律上の請求權があるが之にはそれがない。個人的困窮を考慮して「要救護者」と認めたるものに對して、その年齢・性・人格・原因の如何をとはず救護するのである。但しそれは自己の資力及び扶養義務者の資力の總てを以てして尙足らざる場合になさるべく、その救護資金は國民全體の負擔にかゝる。今日かゝる公的救護をうくることは名譽を傷け市民權を害ふものに非れども、勞働と生活の自己責任を高調するナチス政策よりいへば、かゝる救護を以て社會に於ける尋常なる救濟方法とはなさぬのである。

(ハ) 社會保險は扶助 (Versorgung) と異なる。扶助は法律上の根據によりて與へらるゝ一般の救助であるが、かの公的救護の様に個人的事情に即して與へらるゝものでない。かゝる扶助は軍人の遺家族並びに戰傷者が之をうくる。社會保險は公的救護と大いに異なるが、私保險及び扶助と本質的な特徴を共有する。されば社會保險にこの兩者の中間的地位を認めうるのである。

以上に述べたる社會保險の法律的形式的性質は、社會民主主義時代と餘り異らぬ。唯社會保險に豫防的機能の著しく大なりつゝあるを認めてゐることは注意せねばならぬ。翻つて社會保險の實質的機能はナチスに至りて非常

なる變化をとげてゐる。

#### 四 社會保險の機能

社會保險にはかつて吾人の考究したる如く種々の希望せざる作用もあらはるゝが、少くともその理念的本質の何たるやを明にするには、國家の之に託したる機能の何たるやを明にしなければならぬ。ナチス政策上よりみたる社會保險の機能は何であるかにいふにその第一は社會政策上の機能である。社會保險が社會政策上の目的を以て設けられたことは社會民主主義時代に於ても同様であるが、社會政策の理念がナチス時代に至りて一變したるにより、社會保險の政策的機能も亦自ら一變した。社會民主主義時代に於ける社會政策に就ての支配的解釋は階級政策 (Klassenpolitik) であるといふことにあつた。<sup>3)</sup> 詳言すれば資本家階級と勞働者階級との對立・矛盾といふ基礎認識の上に立つて、國家保持の爲めにこの兩階級の調和をはかることを以て社會政策なりとした。乍併かゝる社會の基礎認識に出發する以上兩階級の調和をはかるといふことは一の空言である。結局それは一の妥協をしか意味しない。さればこそかゝる社會政策の使命を託せられた社會保險を以て、一般勞働階級は資本階級の安全擁護の爲めに策せられたる彼等への懐柔にすぎぬとなし、<sup>4)</sup> 社會保險の機構を通じて、少しでも多く社會所得を奪はんと努力した。之に對して資本家階級は少しでも社會保險への負擔、所謂「社會負擔」(Soziale Lasten) を軽くせんことに努めた。即ち社會保險を巡りて社會所得の再分配に就ての攻防戰が激しく且つ際限なく續けらるゝに至つたのである。かくて社會保險は常に政爭黨爭の具と化し、國家秩序の保持といふ本來の目的はすてられて、

3) L. Heyde, Abriss der Sozialpolitik S. 1. V. Borcht, Grundzüge der Sozialpolitik. S. 67. 海野幸徳、著社會事業とは何ぞ p. 104-112.

4) E. Heimann, Soziale Theorie des Kapitalismus S 174-180.

社會制度上の一大痼症となつた。獨逸社會保險の破産するに至つた原因は世界戦争・インフレーションにも因るがそれにもまして内部的な疾患となつたものは此のイデオロギー乃至闘争であるといはれてゐる<sup>5)</sup>。

ナチスは獨逸國の社會的分裂を齎らしたものは、このマルクスの社會民主的國家觀社會觀なりとなしてかゝる思想を一掃した。そしてナチスは新に國民共同體の理念を掲げて、階級も個人もこの共同體に對しては低次的・後次的存在であり、總てのものがその最高の存在たる共同體の構成分子として各々與へられたる職分を果す場合に、更には全體の發展の爲に利己や私益をすて、犠牲的精神を發揮する場合に、始めて眞の社會の調和があり個人の幸福が齎らさるゝとなす。かやうな考へ方によりて社會政策は最早階級政策に非ずして國民共同體(Volksgemeinschaft)を作るための政策となつた。然らば新なる社會政策の具體的任務は何かといふに社會的困窮(soziale Notstände)を除き人々の生存を確保するにある<sup>6)</sup>。ナチスの考ふる所によれば、彼等の目指す國民共同體の完成の曉には勿論かゝる問題は解消するのであるが、自由主義的な經濟・法律制度を繼承したばかりの現下の狀勢にありては、疾病・廢疾・失業等の場合に之を社會的に救濟するに非んば、社會的均衡が敗れて折角の共同體への努力が失はれてしまふ。されば自由主義經濟・社會秩序の完全に止揚せらるゝまでは、從來の如き社會保險制度を利用するの外なしとなすのである。ナチスが社會保險の再建を講究して、再びその創始者たるビスマークの精神に返り、社會保險を以て國家保持のためなりと斷定したのはかゝる理論的經緯による。然れども彼と此との間には五十年以上の歲月が流れてゐる。ナチスが或は身分國家(Standstaat)論により、或は國民共同體の理論によりて、社會政策や社會保險に新なる根據と機能を與へんとしつゝあるは單な復古に非ることを示すものであらう。

5) F. Wicher, a. a. O. S. 2.

6) H. Brauweiler, Sozialverwaltung S. 41.

社會保險の機能の第二は保健政策 (Gesundheitspolitik) の遂行にある。抑も社會民主主義時代にありては、上述の如く社會保險は資本家階級と勞働者階級とを巡る所得の再分配の問題であつた。従つて社會問題は殆ど専ら經濟問題殊に分配問題を中心として論議せられた。かくて社會保險の給付を以て勞働階級に對する「賃銀の補充」(Lohnergänzung) とせられ、<sup>7)</sup> 保險の掛金は資本家の義務であり、給付の請求は勞働者の權利なりとせられ、社會保險に就ての階級關係は只管權利義務の關係とせられてその間に何等共同體的な運用が行はれなかつた。然るにナチスに至るや、社會保險には階級間の分配の調節の問題もあるが、それ以上に國民保健の問題が重大であるといふやうに、問題の重點を轉換するに至つた。之は一つには「賃銀補充」といふ考それ自體が既に社會民主主義時代の所産であるにもよるが、他にはナチスの勞働政策から現はれた考へ方による。ナチス政策の特色の一つは勞働のhigh評價にある。かれらの理念によれば、總ての國民は勞働によりて國民共同體に奉仕すべきものである。勞働は國家に對する倫理的義務であると共に、經濟的に考へても獨逸の如き資源の乏しき國にありては、國富を増進し國民の福利をはからんには勞働に俟つ外ない。而して勞働は健康なる人々の勞働力によりて始めて之をなしうる。されば國民の健康を保持し改善することは人々をして國民共同體に對するその神聖なる義務を遂行せしむるために必要かくべからざる條件である。社會保險はかゝる勞働政策・保健政策を遂行するために運営せられねばならぬとする。<sup>8)</sup> これ又ナチス政策に現はれし大なる轉換であるといはねばならぬ。思ふに社會保險の給付を以て「賃銀補充」なりとせば、それは自ら分配問題となり生産問題にまで遡らざるをえない。個人主義的經濟理論を未だ止揚してゐない今のナチスにとりては、これは理論的には紛糾と混亂に導くは極めて明かである。か

7) L. Heyde, a. a. O. S. 105-6 及び E. Heimann, a. a. O. S. 176.

8) F. Wischer, a. a. O. S. 1.

る危険を避けて、しかも彼等の勞働政策觀と結んで、社會保險の重點を保健政策に轉じたことは、理論的にも政策的にも賢明であるといはねばなるまい。

更にナチスによりて社會保險に對して(三)人口政策家族政策上の使命が托せられて來た。ナチスは彼等に特有なる民族觀からして、民族の質的並びに量的發展を目指してゐる。劣悪なる素質の國民の斷種法を講じたり、或は婦人を職業戰線から退かしてなるべく家庭に止め、或は結婚獎勵費を支出したりしてゐるのはその現れであるが、民族のかゝる質的量的發展の基礎をなすものは、國民の保健と家族の保護とである。上述の如きナチスの保健政策は獨り經濟政策・勞働政策に止らずして、彼等の人口政策や家族政策上の理由をもつのである。社會保險は社會民主主義時代に於ける如く單純なる保險制度として、義務として保險金を給付すれば足るといふが如き態度はすてられて、如何にしてこれらの國家の政策的目的が有効に達せらるゝかといふ見地から、個人的家族的事情に立ちて救護するいふ所謂救護原則(Fürsorgeprinzip)が益々強化されつゝあるのである。社會政策の社會事業化といふこの傾向は見遁し難き大なる變化である。(四)ナチスが社會保險に期待する職能は國民の共同體的訓練である。<sup>10)</sup>ナチスの見解によれば、先にも述べし如く、社會保險は社會民主主義時代に於ける如く勞働階級が資本家階級に抗争する機關ではなくして、國家の職能を遂行する機關である。即ち社會保險は國家の爲に存立し階級のために存立するのではない。而してその組織の建て方は、資本家階級から奪ひ回すことによつて自己を賄ふるに非ず、寧ろ相互に救済する自助組織であるとせらるゝのである。社會保險はかつては資本家階級に對抗する城塞の如き觀を與へたが今日は經濟的危険を共通による人々の共同體(Gefahrangemeinschaft)となす。<sup>11)</sup>その國

9) L. Richter, Grundriss der Reichsversicherung S. 11. H. Brauweiler, a. a. O. S. 107-8, 115-6.

10) L. Richter, a. a. O. S. 7.

11) F. Wischer, a. a. O. S. 4.

家に對する關係に於ても被保險者相互の間に於ても、之を貫くは共同體的精神である。ナチスは社會保險をかくの如き精神の下に運営するによりて、國民の共同體的精神と行動の訓練を行はんとしてゐる。彼等の意圖する所はこの社會保險といふ機關を通して、國民を優秀なる勞働力の擔ひ手たらしめ、且つ共同體精神によりて眞に國家にとりて價値多き成員たらしめんとするにある。ナチスにとりては社會保險は勞働階級の利己心を捨て犠牲性と公共心を奮ひ起さしむる教育・訓練機關である。されば茲では昔日の如き詐欺・浪費・懶怠は極度に排撃せられてゐる。

以上、私はナチス時代に至りて社會保險で機能が如何に著しい變化をなしたかを述べた。更に最後に以上の如き社會保險の各機能の全般に互る問題として、いはゞその機能の態様ともいふべきものゝ變化を述べねばならぬ。それは第一に救済政策よりも豫防政策へ轉換したことである。社會民主主義時代にありては社會保險による救済は殆ど事後の救済に主力を注がれた。蓋しその階級鬭争的イデオロギーよりして、勞働階級にとりては、社會保險の機關を利用せざることは、恰も資本家階級に對する權利を放棄するかの如く考へられ、寧ろ經濟上の打算によりて事故の生ずるを有利とするとせらるゝ場合すらあるとせらるゝに至つた。かゝる立場に於ては事故の豫防といふことが第二次的に取扱はれたことが無理からぬ。ナチスに至りてはかれらの共同體倫理觀や勞働觀により更に又財政的見地よりして、斷然かゝる退嬰廢類主義を斥けて、如何にして未然に疾病や廢疾失業等を防止しうるかに、主力を注ぐに至つた。死滅してゐた自己責任の感情が蘇生され他人への依頼が最も排せられてゐる。社會的な豫防と個人的な豫防、そこへ新しき政策は移りつゝある。第二にあぐべき社會保險の機能に於ける態様

の變化は、先にも觸れし如く救護原則 (Fürsorgeprinzip) の發展せることである。社會保險には會社政策の外に保健・人口・家庭・訓練教育等の國家政策上の諸目的が托せられ、わけでも保健政策にその重點の移つたことそれ自體が大なる變化であるが、更にそれらの諸目的を達成するために、貨幣給付 (Geldleistung) をなすに於ても實物給付 (Sachleistung, Naturalleistung) になす場合も、以前の様に機械的義務的に支給せらるゝに非ず、個人的事情に即して給付せらるゝといふ方針を強くして來た。之は社會民主主義時代に行はれし如き被保險者の不當なる要求や亂費を防止するためでもあるが、社會保險制度が冷かなる權利と義務の關係によりて動かされて機械化・形式化して、共同體的感情の失はれてゐた弊を打破せんとするものである。ナチス以前にもかゝる傾向はあらはれつゝあつたが、ナチス革命後一層その性質を顯著にして來た。乍然、社會保險に救護制度の精神をとり入れたりと雖も、それは國家の一般的扶助制度 (Versicherung) や貧民救助 (Armenpflege) では勿論ない。自助的な保險制度である本質は何等動かされてゐない。

## 五 保險經營の改革

社會保險の經營もナチスによりて一新せられた。之を經營の一般原則と各個保險部門の改組とに分つて之を述べやう。

(甲) 社會保險經營の一般原則の更新 (その一) は保險組織並びに簡單化並びに統一である。獨逸社會保險が創始以來既に五十年以上の歴史を有し、しかもその時々必要に應じて各部門が發達して來たために、地域的・職業

的・金庫的に極めて複雑化し、その間の連絡・統一を全く見透しのつかぬものとなつてしまつた。この分裂や錯綜を除かねばならぬといふことは早く識者によりて論ぜられてゐたのであるが、問題が大きいだけに容易に改革の手がつけられなかつた。併しナチスはナチスの政策を徹底させるために、且つは又國家財政の癩となつてゐる社會的經費を減するために、更には社會保險そのものゝ經營を確實にするために社會保險の改革を斷行した。かくて社會保險のあらゆる部門に於て、その機構及び運營の統一化簡單化が行はれるに至つた。疾病金庫の如きは、一九二六年には七千五百三十五を數へたものが一九三五年には僅に一千七百三十にまで激減してゐる。以てその整理振りの一端を窺ひうるであらう。更新の（その二）は人事行政の刷新である。ナチスはかれらの抱く民族國家論より出發して、行政上特に人事政策（Personalpolitik）を重視する。政權獲得以來あらゆる官廳から猶太人を放逐したが、社會保險の領域に於ても總ての非アリアン人と政治的異分子即ち具體的には猶太人及び共產黨員や社會民主主義者を一掃した。社會保險から優秀なる猶太人である醫者を多く失ふことは大なる損失であるといはれたが、大なる政策の遂行の爲には之等は顧みられなかつた。（その三）は指導者原理（Führer-Grundsatz）の採用である。<sup>12)</sup> ナチスの政治理論は民主主義多數決主義を排し指導者主義をとる。蓋し彼等の考によれば總ての個人を・民族を平等なりとみる所に現代政治の墮落の根因があるのであり、かくの如きは猶太人をはじめ他民族の思想であつてゲルマン固有の思想でないとなすのである。即ちいかなる社會もその社會から生まるゝ・眞にその社會の生命を體得せる精神的並びに政治的素質の偉大なる人に指導せらるゝことが幸福であり、その國の進歩を促進する所以であるとなす。<sup>13)</sup> か様な指導者原理がナチス國家の政治を貫いてゐるが、社會保險に於

12) H. Brauweiler, a. a. O. S. 114. F. Wischer, a. a. O. S. 10.  
13) A. Hitler, Mein Kampf, S. 81-2. 拙稿、ナチスに於ける國民共同體の理論  
(經濟論叢第四十五卷第四號)

ても一九三五年一月以來この原則が確立した。從來の如く保險行政に於ける各部門の多くの機關を廢して、一人の責任ある指導者(Inspector)を置くこととした。但しかればその顧問として地方團體や醫師・被保險者・勞働戰線等の代表者の意見を徵することとなつてゐる。右の如き指導者制の採用はこれ亦社會保險行政機構の大變化であるとせねばならぬ。社會保險經營刷新の(四)は嚴格なる監督制度の確立である。從來社會保險は一にはその錯雜・膨大なる組織のために、他には階級鬭争的或は唯物主義的な社會觀のために、その經營は粗漫に流れて效果はあがらず、正に社會保險破産の根本的原因を蒔いてゐたのであるが、ナチス之に鑑みてその宿弊を一掃せんとして既に述べし如き機構の根本的改善をなしたるのみならず、その運用を正しくするために嚴重なる監督を行ふこととした。今その制度をみるに、勞働大臣(Reichsarbeitsminister)の下に國家保險局(Reichsversicherungsamt)を設けて、この保險局が直接的なる社會保險の監督機關となつた。勞働大臣が直接には社會保險の監督に任せず、唯勞働紹介や失業救濟機關の監督に當ることとしたのは、社會保險が政治上の理由によりて動搖攪亂さるゝことを回避したによるものと思はれる。然して右の保險局は全保險經營體に對して、法律の規定を遵守してゐるか、制度の濫用がなきか、合目的に經營されてゐるか等に就て嚴格なる監督をなす。或は自ら調査研究し或は各種の資料を提出せしめ或は種々の報告を求むる。獨り行政に就てのみならず社會保險の立法にも參與し、又特に財政監督を重んじ保險給付に就ての各種の評價に至るまでその適否を検討することとなつてゐる。即ち社會保險に對する監督制度はナチス政治の下にその面目を一新した。その(五)に擧ぐべき社會保險經營上の改革は、その保險を必要なる最少限度に止めやうとする原則の確立である。社會保險の給付を多くすることは、之をうくる被保

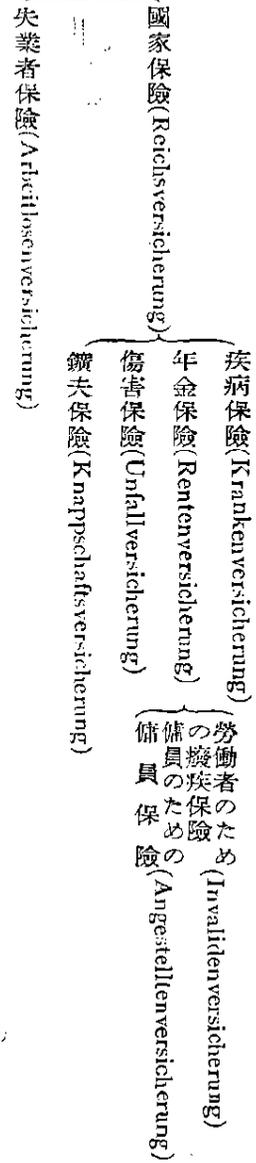
險者にとりては歓迎せらるゝ所なるも、その給付を多からしめんためには、一般勞働者企業者或は保險の種類によりては國家が、平素より大なる掛金をなさねばならぬ。而して社會保險の掛金として徴收せらるゝ國民所得が多ければ多いだけ、之を國民經濟的にみれば産業資本の減少であり、之を私經濟的にみれば經營資本の縮少である。即ち之がために國民經濟の活動も私經濟的活動も大なる壓迫を蒙りて、その結果は失業とか窮乏とかの非社會的效果を齎らす。現に社會民主主義時代には社會保險に於ける所謂マルクスの非經濟のために、社會保險の負擔が國民經濟の重壓、私經濟の壓縮となつて、一方には失業は却つて擴大し他方には經濟的創意や努力が失はれて、消極的退嬰的な所謂年金病 (Rentenlysterei) が社會に瀰漫するに至つたに徴しても、社會政策的要求に自ら經濟政策的な限界がある。<sup>14)</sup> 勿論この限界は何處にあるかといふことを計數的に示し難いが、社會政策が非社會的效果を齎すが如きは明にこの限界を超えたものであるとなす。以上の如き理論的見解から社會保險の掛金負擔をなるべく軽くせんとするのであるが、その結果は必然に各種社會保險に於ける給付を必要なる最少限度に止むるの原則を樹てざるをえなくなつたのである。

以上はナチス政治によりて行はれたる社會保險經營の一般的原則の改革である。私は次に各個社會保險に就ての重要な改組を述べやう。

(一) ナチスは社會保險 (Sozialversicherung) の名稱を存續せしめたが、之を國家保險 (Reichsversicherung) と失業者保險 (Arbeitslosenversicherung) の二大部門に分つ。前者の中には疾病・年金・傷害・鑛夫保險が含まる。その大系次の如し。

14) A. Hesse, Einführung in das wirtschaftliche und soziale Verständnis der Gegenwart S. 68-9, 202-3. G. Apelt, Umbruch der Sozialversicherung, S. 8.

社會保險 (Sozialversicherung)



失業者保險は國家保險と異りて永久的制度ならずとなし、その機構も運用と前者と區別されてゐる。<sup>15)</sup>

(註) ウッシャーによれば國家保險 (Reichsversicherung) の現状 (一九三五年現在) は左の如し。

- イ、疾病保險は一一〇〇〇一般並びに特別地方金庫 (Allgemeine und besondere Ortskassen) 一 (被保險者一一、七以下括弧内は被保險者數)、四一五の州疾病金庫 (Landkrankassen) 一 (一、七)、三一〇〇〇の經營疾病金庫 (Betriebskrankenkassen) 一 (二、五)、三一〇〇の同業組合疾病金庫 (Innungskrankenkassen) 一 (〇、六)、三三三の鑛夫疾病金庫 (Knappschaftsrankenkassen) 一 (〇、六)、一の海員疾病金庫 (Seefrankenkasse) 一 (〇、〇五)、四〇〇の補充金庫 (Ersatzkassen) 一 (一、八) によりて、即ち合計約五千の疾病金庫によりて行はる。因みに一九二五年の疾病金庫は約八千であつた。
- ロ、傷害保險は職業組合 (Berufsgenossenschaften) によりて經營する。現在之を經營するものに六七の工業的職業組合被保險人一〇〇、八以下括弧内は之に準ず)、三七の農業的職業組合 一 (一三、三) の外に、國家國有鐵道・州・市町村・市町村組合等公共團體によりて經營するもの (二、三)
- ハ、癱疾保險は二七の州保險署 (Landesversicherungsanstalten) 一 國有鐵道保險署 (Reichsbahnversicherungsanstalten) 一 の獨逸鑛夫組合 (Reichsknappschaft) 一 の海員金庫 (Seekasse) によりて經營され、被保險人總數一八、〇〇〇に上る。
- ニ、傭員保險の經營體は傭員のため國家保險署 (Reichsversicherungsanstalt für Angestellte) である。被保險人は三、七である。

ホ、鑛夫保險の唯一の經營體は國家鑛夫組合 (Reichs Knappschaft) である。それは鑛山に働く鑛山労働者と傭員のために年金保險 (knappschaftliche Pensionsversicherung) 疾病保險を營むのみならず、前者だけのための癱疾保險をも經營してゐる。年金保險者總計約〇、五である。

15) F. Wischer, a. a. O. S. 9-14.

\* H. Brauweiler は四五と報告してゐる。

(二)に擧ぐべきは疾病保險と年金保險とを結合して、統一的組織の下に共通の職能をなすこととなつたことである。年金保險は先に掲げたる如く勞働者の爲めの廢疾保險と傭員のための傭員保險とに分れるが、その年金を與へらるゝものは廢疾・鰥寡・孤兒等々であり、疾病保險に於けると共通的な職能が極めて多い。これを別々に經營することは不經濟であり且つ國家政策遂行の上よりみても非效果的である。されば新しき改正法は兩者の職能の合同をはかつたのである。か様な共同的な職能としては (一) 靜養所治療所その他之に類似の機關の經營 (二) 豫防的健康保護の實施人口政策保健政策への參與 (三) 保險醫の職務の統制 (四) 州保險醫 (Landesversicherungsamt) の區域内の財政的負擔の統制管理 (五) 疾病金庫の積立金の共同管理 (六) 疾病金庫及び金庫組業合の事務會計經營の監督検査等である。

最後に (三) 失者保險の改造に就て述べやう。ナチス政治の下に於ける失業保險の變革は國家保險に於けるそれより更に大なるものがある。ナチスに政權が移れる前後の獨逸國には五六百萬の失業者がゐた。この失業を如何にして克服するかといふことが國內的には新政權にとりての最大の課題であつた。ナチスは先づ政策の建て直しを根本となし、經濟政策と沿う様に社會政策改造を斷行していつたのであるが、この方針が失業者保險の改革にもよくあらはれてゐる。今失業者保險改革の後をみるに、仕事を創出し勞働精神を振起せしめて失業者を減ずること、失業者保險のための企業家及び勞働者の負擔を輕減して、産業及び私經濟の更生をはかることを目標としてゐる。以下少しく詳しく之を説かう。

ナチスは凡ての各個經濟に避くべからざる偶然的な失業や無利得を救濟するには、強制保險制度などを設くべ

きでなく他の方法によるべきであるが、自由主義經濟を相續したばかりのナチス獨逸には、猶大量的な持續的な失業現象がある以上俄に失業者保險制度を廢し難いとなして先づ之を存續せしめることとなし、その經營の主體として、勞働紹介及び失業保險のための國立機關 (Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung) 一略して RAVVAV とす以下この略號を用ふ) を設けた。さて前述の如き被救濟者及び其の經費の範圍を縮小せんとする政策は (イ) 強制的加入者の範圍の縮小に先づみられる。一九三三年三月十二日及び九月二十二日の法律に據れば家庭の手傳人 (Hausgehilfen) や、農林業並びに河川・沿海漁業者もその家長や企業家と共に強制負擔の義務がなくなつてゐる。(ロ) 失業者の意味を嚴格に規定して、失業者とは職業的には主に勞働者として生活して來てゐたが、一時從業關係から離れ、獨立の勞働殊に農夫或は營業者として勞働によりて、或は目前の經營を續行することによりて必要なる生活費をえられないもの、然も配偶者・親・祖先又は子・孫・兄弟姉妹等の經營に參加して共同の生計を立てえないものであり、種々の事情によりてそれらの條件が推定せられねばならぬこととなつてゐる。しかも (ハ) 二十一歳以下の人は彼に何等の家族的扶養請求權のない場合にのみ失業者の扶助を請求しうるのであり、仕事を重要な理由なくして放棄したもの、法律的に無期限に解雇せしめられたるもの、正當の理由なくして仕事を引受けることを拒めるもの、職業の再教育補習教育をうけるものはその扶助が六週間に制限されてゐる。(ニ) 一般失業者に對する扶助は失業の通告後一定の時日を経過して後始めて請求しうるのであり、然もその扶助は普通二十週間を以て最高限度として、職業的に屢々繰り返さるゝ失業にありては十六週間に制限されてゐる。以上の規定をみると如何に失業救濟が嚴密に制限され且つその救濟費が縮小されて來たかを察

しうる。轉じて吾人は財政機構の改造を眺めやう。失業者保險の掛金の負擔方法は沿革的にいふと、最初は企業家と勞働者とが半々に負擔し勞働者の分は疾病金庫への掛金と共に、基本賃銀の幾分へかの附加として徴收せられてゐたが、一九三〇年には基本賃銀の百分の六・五となり、更に一九三二年にはそれを増額するために「失業者救済のための賦課」がとり立てられてゐたのであるが、ナチス政權の下に斷然この負擔を軽くししかもそれを所得税の中に織り込むこととした。而して一但所得税として徴收せられたものが今度は RAVV 的收入となつて入つて来る。RAVV は主としては失業者の救助をなすのであるがその他直接に勞働を創出するための費用に、更に又失業保險の扶助請求權の未だ成立せぬ人や既にその權利を失つたもの、或はかゝる保險的關係を有たぬ失業者のための救済や、國民福利補助にも莫大な支出をなすのであつて、失業者保險の收入が決して被保險者のためにのみ費されてゐるのではない。従つて失業者保險の收入と支出との間に保險技術的關係が存立してゐない。失業者保險の負擔金は一般的な公課であつて、その高は RAVV に課せられたる職能から決定せらるゝのであつて、保險技術上の要求に基くものでないが故に之を一般社會保險の掛金と同視するをえない。ナチスは永久的な制度として失業者保險を設けることを始めるから斥けてゐる。本來の性質のかゝる一時性のものたることや、その機構や職能の特有性に基いて、ナチス獨逸では等しく社會保險とはいひ乍ら、失業者保險を他と區別してゐるのである。以上をみるにナチス國家に於ける失業者保險は最早固有の意味の保險ではない。それは國家機構を通しての失業者への扶助と失業防止制度へと變質してゐる。保險主義から救護主義への發展は茲にも最も著しく

現はれてゐる。之を要するに行政的財政的に失業保険は大なる改革をなされたことがわかるであらう。

## 結 言

以上吾人はナチス政策の下に獨逸社會保險が如何に改造せられていつたかを述べた。今再び顧みて之を要括すればそれは、(甲)イデオロギーの變革からの改造であり(乙)政策の建て方の相異から來る改造であり(丙)行政技術的理由からの改造である。勿論この三者は相互に聯關してゐるので截然と分つべからざるものであるが、かく觀察し敘述することが便利であらう。(甲)ナチスに於けるイデオロギーの變化は第一に民族共同體の理會の下に社會民主主義的な階級國家觀や鬭爭論を排撃し且つゲルマンの共同體國家を作らうとすることにある。かくして社會保險は最早勞資鬭爭の機關でなくして國家共同體の機關となり、猶太人は社會保險の行政から驅逐された。ナチスイデオロギーから來た變革の第二は社會民主主義時代の如き民主主義を排して貴族主義・指導者主義を採用せることにある。之が社會保險にあらはれて、その行政機關には常に一人の指導者が責任を以て之に當るの原則を貫いてゐる。(乙)ナチスはこの社會民主主義がその階級鬭爭論の立場より多くの社會政策を以て勞働階級を歡ばしたが、企業を壓迫し生産を不利ならしめたために、その結果は却つて非社會的となつたとなし、經濟政策を第一次に置き社會政策をそれに従つて改造して行くの方針をとつて來た。社會政策よりも寧ろ經濟政策への轉換は社會保險にあらはれて、掛金負擔の輕減となり、保險給付の節限となつて來た。更にナチス政策の建て方の重

點は事後救済よりも事前豫防の政策に置かれてゐる。之が社會保險の改造にあらはれては疾病・癆疾・失業の救済よりも如何にして之を豫防するかに政策がむけられ、社會保險の機能の中心が以前の如く分配政策でなく保健政策にありとせらるゝに至つた。右の社會政策より經濟政策へ或は事後救済より事前豫防への政策の轉換と、ナチスの勞働政策即ち勞働を高く評價して、國民は須く勞働によりて國家に奉仕すべきであるとす政策と密接に結びつく。ナチスの共同體理論によれば人々は出来るだけ多く勞働によりて國家に貢獻奉仕出来るだけ少く社會的分配を要求するを望ましとする。更に政策の建て方の變化として見遁すべからざるは、國家行政の態度が權利義務といふが如き個人主義的觀念から離れて共同體的感情と態度とを以てせよといふことにある。之が社會保險に於ける救護原則 (Fürsorgeprinzip) の普及擴大である。(丙)社會保險行政上の技術的改革は、その組織の統一整理機、能の連絡合同をはかり最少の經費を以て最大の効果をあげんとするにある。之が今次の社會保險の改造にあらはれて、疾病金庫の整理となり、疾病保險と年金保險との職能の合同となり、或は財政建て直しとなつてあらはれてゐる。

さてナチスの社會保險の改造は以上の如き種々の根據からなされていつたのであり、之によりて一應獨逸社會保險はナチス國家にありても重要な社會的救済として建て直された。社會保險の隅々までにナチスの統制が行はれ、財政も赤字を克服してしまつた。乍然、その改造の結果を觀ると、保險給付額が減少してゐること、その給付に就ての評價が極めて嚴重になつてゐることは被救済者にとりては明に不利であるべく、又、保險行政上の

救護原則の擴充はその趣旨は勿論喜ぶべきも、その實施は餘りにも個人的事情に國家が干渉することとなりて官僚主義の弊が大となりうること、況んやそれが國家の財政上の理由よりする場合には一層その反感を高むるの可能性があること、指導者制度を樹て、民主主義制を斥けたことは、中央政治の建て前上當然であらうが、之も一度その人をえざればその弊は民主制にまさるものがあること、經濟政策が第一次であつて救濟政策が第二次的であることには異論がないが、産業組織を早く改造するに非ればそれは資本家の擁護となり勞働階級の壓制となること、等の危險性の潜在してゐることを知る。勿論これらの危險解消のために種々の努力をなしつゝあるのであらうから、果していかなる効果が具體的にあらはるか否かは吾人の豫斷を許さぬ。吾人はこれに就ては姑く時の経過を俟つの外はない。(二二・二二・九)